

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度 第2回相模原市大規模事業評価委員会		
事務局 (担当課)		経営監理課 電話042-769-9240 (直通)		
開催日時		令和5年6月20日 (火) 午前10時30分～午前11時40分		
開催場所		相模原市役所 第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	5人 (別紙のとおり)		
	事業所管局	6人 (学校給食・規模適正化担当部長、学校給食課長、同総括副主幹、同主査、同主査、同主査)		
	事務局	4人 (総合政策・少子化対策担当部長、経営監理課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 諮 問 3 議 事 (1) 中学校給食全員喫食推進事業について 4 その他 5 閉 会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

1 開会

定足数の確認を行い、大規模事業評価委員会を開会した。

2 諮問

有本学校給食・規模適正化担当部長が小野田会長へ諮問書を手交した。

3 議事

(1) 中学校給食全員喫食推進事業について

傍聴者の確認を行った後、鈴木学校給食課長より、諮問事項及び市民意見聴取の結果概要について、資料1及び2に基づき説明を行った後、質疑応答・意見交換を行った。

(以下、質疑応答・意見交換 ○は委員の発言、●は事業所管局及び事務局の発言)

- 資料1の10ページに需要予測の記載があり、今後、小学校給食室の更新時に、新たな学校給食センターで生じる余剰分を活用していくとのことだが、どの時期にどの小学校の給食室を改築して、どの程度補う必要があるのかなど詳細を示して欲しい。また、下段に記載のグラフからは、令和22年まで余剰分がないとやりくりできないように示されているが果たしてそうなのか。また、全ての小学校給食室の改修が終わった後はどうしていくのか。今後少子化が進む中で、余剰分が必要無くなった際はどうするのかなどの将来展望についての情報が不足している。また、既存の津久井地域の学校給食センターを更新しないとすると、この地域は何食必要になるのか教えて欲しい。(奥委員)
- 小学校の規模によって変わってくるが、概ね1校当たり300から800食程度必要になる。具体的な給食室の建替えの年次計画はまだ出来ていないが、全54校のうち28校の建て替えが必要である。年1棟ずつ建替えたとしても最低28年かかるという状況である。また、津久井の再編に必要な食数は、年間1,200食である。(鈴木学校給食課長)
- そうした具体的な数字を示してもらわないと事業の妥当性を判断することは難しいため、よろしくお願いしたい。(奥委員)
- 14ページに記載のあるように、災害発生時に対応可能な施設となることは良い点である。記載の内容の他、バックアップ電源の状況についても示して欲しい。(奥委員)
- (仮称)南部学校給食センターについては、都市ガスの区域であるが、炊飯のみLPガスを常時使う想定であり、災害時にもガスが使えるようにしていきたい。電

気については自家発電設備を備えるよう検討している。市の対応方針を定める際には、そうしたことも示していきたい。(鈴木学校給食課長)

- 15ページの成果指標の基準値は、デリバリー方式の30校のみの数値か。それとも市全体のものか。ここは市全体の数値を示すべきかデリバリー方式の学校のみ数値を示すべきかが疑問である。(奥委員)
- 中学校給食の喫食率の基準値は、デリバリー校のみの数値であり、アレルギー対応が可能な生徒の割合は、センター校も含めた市全体の数値である。今後、分かりやすく整理していきたい。(鈴木学校給食課長)
- 18ページの概算事業費の表において、北部の用地取得費等に6.3億円が計上されているが、これは3ページの周辺拡大図で色塗りされている飛び地を含めた高校跡地全体の購入金額になるか。そもそも敷地は全部購入するのか。また、用地取得後の校舎等の解体作業は県と市のどちらが行い、その費用は計上されているのか確認したい。(奥委員)
- 北部の用地取得費については、飛び地を含めた金額として6.3億円を計上している。高校跡地のグラウンド部分に給食センターを建設することは県と合意しているが、どこまで用地を購入するかは県と調整中である。校舎の解体については、県が行い更地とすることで協議が整っている。なお、6.3億円の中には、校舎の解体費用は含んでいない。(鈴木学校給食課長)
- 南部の用地取得費等の3億円は、土壌改良費か。(奥委員)
- そのとおり。現在、給食センターを建設する予定の区域には土壌汚染は確認されていないが、より安全性を確保するという意味で土壌入れ替えを予定しており、その経費として計上している。(鈴木学校給食課長)
- 19ページの環境関連法令等への合規性の部分で、北部の校舎を解体するのであれば、古い校舎のためアスベストが含まれている可能性があり、その対応については大気汚染防止法も関連するし、南部では土壌汚染対策法も関連するので、明記しておいた方が良いのでは。(奥委員)
- 既に県が校舎の調査を行っており、飛散性のないアスベストの存在は確認されていることから、県が解体を行う際にはそこを配慮しながら進められるものと承知している。南部については、現在、薬品等の使用履歴の確認を進めているところであり、万が一、そういった薬品の使用が確認された場合は、対応方針にきちんと示していきたい。(鈴木学校給食課長)
- 環境負荷の低減の部分で、給食残さについて記載があるが、全体的に食育の充実を強調していることから、地産地消の推進も入れて欲しい。そうすることで、輸送距離の短縮が図られ、環境の負荷の低減にもつながるものとする。(奥委員)
- 地産地消については、市としても積極的に取り組んでいるところである。御指摘の視点も含めて、対応方針の中で示していきたい。(鈴木学校給食課長)
- 本日の資料1、2については開示請求があった場合は、公開されるのか。(堀内委員)
- 資料1は市民意見聴取の際に既に公開済みであり、資料2についても今後公開し

ていく予定である。(奈良経営監理課長)

- 21ページの所管局評価について、局内の5名が独自に評価したものとのことだが、その評価結果について役職名等を含めて公表することは可能か。(堀内委員)
- 開示請求があれば、公開することは可能であると思われる。(奈良経営監理課長)
- 都市計画法や建築基準法について市民からいくつか意見が出ているが、なかなかそうした実務に関わっている人以外には分かりにくい内容があるように感じる。市街化調整区域の中にある既存の小学校の給食室を親子方式にして提供することについて、市街化調整区域に学校給食センターが建てられるのだから同じようできるのではないかという質問があり、法規上はそのとおりだが、そうすると給食室だけ工場として敷地を別にしなくてはならない。他の自治体の例でも、工場となった途端に建築基準法の建物に関する規定が変わるほか、市街化調整区域にも日影規制がかかっていることから、敷地を分けた途端に給食室と学校本体とのそれぞれが落とす日影などが問題となり、そもそも敷地が分けられない可能性もある。また、建築基準法上、用途上不可分とみなされなくなる。これまで自校に給食を提供する場合は、用途上不可分となり、一つの敷地の中に複数棟建てても構わないという建築基準法の規定を適用して建築していたものが、全て適用できなくなり、建築基準法上、解けない可能性が出てきてしまう。その辺りが市民には伝わりにくいため、説明を丁寧に行ってもらいたい。(吉川副会長)
- 用途地域の説明については、更なる丁寧な説明を心掛けていきたい。(鈴木学校給食課長)
- センター方式にすることで、自校方式等では分散する建物をまとめて1棟で新たに建てることができ、環境負荷やCO2排出などの削減について、建築の観点からZEBなど様々な手法が適用しやすくなるのではないか。既存の建物を適用させようとするとも大変だが、新たに独立して建てるということで、建築の様々な最新の手法は適用しやすくなり、全体として環境の負荷を低減する上で、この方式はやりやすいと思われる。市の全体の方針として、CO2をどれだけ減らして、公共施設をなるべく減らして、環境負荷を減らしてということを出していると思うので、そうした方向性にきちんと適合して、先進事例となるように進めてもらえると建てて良かったと思われるのではないか。そうしたことを積極的に取り組んでもらいたい。(吉川副会長)
- 環境面におけるセンターの優位性についても対応方針の中で言及できるよう検討していきたい。(鈴木学校給食課長)
- デリバリー方式自体は、費用的にはセンター方式にした場合と比べ特に安いわけではなく、全員喫食を前提にしたデリバリー方式でもそれなりに費用がかかってしまうということもあろうかと思うので、その辺りも検討したということは何らかの形で示した方が良い。そうすることで、センター方式を採用したということが妥当であるということがよりはっきりするのではないか。なかなか便益を計算することはできないということだが、他の方式との比較の中で相対的に費用が安いということであれば、間接的には、便益そのものを計算できなかったとしても、同じ便益を

提供する際の費用が安くなることが示され、より信頼性の高い結果になるのではないかと思うので、その辺りも検討して欲しい。(吉川副会長)

- 今回は自校方式とのコスト比較のみ記載しているが、デリバリー方式とのコスト比較についても有効な手法の一つと思われるので、今後検討していきたい。(鈴木学校給食課長)
- 11ページの整備手法の妥当性の欄に、初期整備費のうち国庫補助金や市債を充当できない事業費については、事業期間中の割賦払いとする記載があり、初期整備費を15年間かけて金利分も含めて払っていくとのことだが、その利息はどのくらいになるのか。また、事業費の中にその分は含まれているのか。(碓井委員)
- 金利も見込んだ中で数字を積算している。金利については、実質的な市中金利で計上しているが、具体的な数字については確認次第お答えする。(鈴木学校給食課長)
- 15ページの指標の部分は、本来は目標に対する指標であるべきで、ただ実態として目標に対して測れる指標がない時には別のものをもってくるということはあるが、その関係が読みとりにくいというのは、奥委員からの指摘のとおりである。また、19ページ的环境への配慮の部分では、今回はPFI方式で進めることから、民間発意を求めているということはあると思うが、積極的にやるのであれば、ある程度方向性を示しておかないと、現実解しか出てこないというところがあるので、対応方針の中でどう位置付けるのか。市の他の施策も含め、踏み込めるところは踏み込んだ方が良いのでは。(小野田会長)
- 資料2において、どちらかという方式に対するネガティブな意見が出てきているが、方式の話に関しては、学校給食あり方検討委員会で議論され、そこでセンター方式でいくことが決定され、こちらの委員会に来ており、本来この場で議論すべきものではないと思うが、そのような認識で良いか。その辺りの議論の経過を上手く市の内部でフィードバックする必要があるのではないか。(小野田会長)
- 方式については、既に学校給食あり方検討委員会での専門家の方々の議論の結果を踏まえ、市として2つのセンターを建設するという方針を策定済みである。センターの配置や規模などが妥当かどうかをこちらの委員会で議論してもらいたい。そうした整理について、市民には丁寧に説明し、庁内でもオーソライズしていきたい。(鈴木学校給食課長)
- 自己評価調書はあくまでも市の内部で検討した資料かと思うが、本日の委員会が出た意見はどのように反映していくのか。(小野田会長)
- 本日諮問した内容について、今後、様々な意見を付されて答申をいただくことになろうかと思うが、そうした内容を市の対応方針に反映していきたいと考えている。(鈴木学校給食課長)

4 その他

7月24日に予定されている次回の委員会において、答申(案)について皆様に議論していただき、その後、市長あてに答申をいただきたい旨説明した。また、その際

には会長・副会長のお二方に御対応いただきたい旨説明し、了承を得た。

5 閉会

全ての審議が終了し、閉会した。

※会議終了後に、碓井委員からの質問に対し、経営監理課から以下のとおり回答した。

- 割賦払いの金利については、2022年9月時点のレートを参考に、固定金利で1.346%を見込んでいる。また、その金利に基づき、15年間で支払う利息の総額としては、約2億円を計上している。

令和5年度第2回相模原市大規模事業評価委員会 委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	碓井 敦子	公認会計士		出席
2	奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授		出席
3	小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授	会長	出席
4	堀内 勉	ものづくり大学 技能工芸学部 情報メカトロニクス学科 教授		出席
5	吉川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授	副会長	出席